

平成26年第11回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年6月13日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第33号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求(6件)について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
平成26年第二回練馬区議会定例会提出議案について
平成26年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施について

平成26年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
 平成25年度特別支援学級の設置等について
 就学援助の所得認定基準日の変更について
 小中学校の屋内運動場等における天井等落下防止について
 平成25年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について
 平成25年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について
 適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について
 平成26年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
 子ども・子育て支援新制度における公定価格等について
 練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの
 指定管理者の選定について
 旧光が丘あかね幼稚園における認可保育所運営事業者の決定について
 その他
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
同 副参事(特命担当)	石 原 清 年
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから平成26年第11回教育委員会定例会を開催する。
 本日は傍聴の方がお一人おいでになっている。よろしく願います。

教育長

本日、こども家庭部長と青少年課長が公務のため遅参させていただくので、よろしく
願います。

委員長

それでは、ここで本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の議案第33号につ
いては、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため非公開として、報告の後に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第33号の審議は非公開として、報告の後に行う。

それでは、案件に入る。本日の案件は議案1件、陳情8件、協議2件、教育長報告1
3件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕

委員長

議案は先ほどお諮りしたとおり報告の後に行うので、初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の
変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」と
したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお受けする。また、追加の資料要求などもあれば伺う。

教育長

今の説明だと、夏季休業の短縮で25時間、二学期制を導入することによって10時間と、計35時間授業時数を確保した。その後、夏季休業の短縮はやめて、その代わりに土曜授業を行い、授業時数を補っている。ここで仮に三学期制に戻した場合には、この10時間が減るわけだが、これでも学習指導要領が求めている授業時数には間に合うものなのか。もう一回それだけ確認させてほしい。

教育指導課長

現状においては余裕時数を非常に多く取っていて、標準時数を下回る学校はない。土曜授業を行うことで、授業時数が二学期制から三学期制になっても、土曜授業を行うことで十分達しているという状況にある。

教育長

聞き方を変えるが、そうすると、三学期制に戻しても授業時数が不足することにはならないということよろしいか。

教育指導課長

二学期制から三学期制になっても標準時数を上回る時数を確保し、授業時数が下回るということはない。

委員長

先ほどのご説明では、行事等で、またそこから授業時数がマイナスになる部分もあるということだったが、そのことも含めて今お答えいただいたと解釈してよろしいか。

教育指導課長

行事及び行事に伴う欠時数、そういったものも含めてシミュレーションを行ったが、標準時数を十分上回る時数が確保できるということである。

委員長

1つお聞きするが、二学期制から三学期制にすると授業時数の差が、小学校の場合は始業式及び終業式の4時間分少なくなり、中学校の場合は定期考査が加わってさらに6時間少なくなるという報告である。答申を見ると、答申の5ページの(3)「子供と教師が向き合う時間的ゆとりの確保」の3行目のところに「長期休業前にも校外学習や研究授業などを設定でき」というところで、研究授業は別であるが、このような今まで終業式のあたりにはできなかったことができるようになったことで、授業時数が少しカウントできているのかなという意味で私としてはお聞きしていたけれども、その辺のところはこの中には全然含まれていないけれども、それはこれと矛盾しないのか。

教育指導課長

授業時数の面から申すと、特段、長期休業前に校外学習また研究授業等を実施しても特に影響はない。ただ、こういった校外学習、研究授業等の行事について学校で計画する際に期間が限られてしまうので、三学期制にすることによって実施できる期間が限られてしまうので、学校での年間の行事計画等の自由度は狭まるという点で、ゆとりがないということにつながっているということになる。

委員長

ということは、ここに書いてある時間的ゆとりというのは授業時数のゆとりということではなくて、全部を含めて、学校を運営する上でのゆとりということも含めているということなのか。

教育指導課長

授業時数ということではなく、やはり学校の年間の行事、また学習等の計画をする上での余裕がある程度限られてきてしまうと、自由度がなくなってしまうということである。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

安蔵委員

標準時数との差がプラスになるということだが、実際に今までの事例でいくとどれくらいプラスの時間にゆとりがあるのか、ある程度わかれば教えていただきたい。

教育指導課長

毎年、年度末に授業実施時数等を調査しているが、標準の時数プラス、少ない学校でも20時間以上は確保している。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

資料2の2の(2)のところの夏季休業短縮で25時間、それと、3番のところで土曜授業であると24時間から32時間程度ということで、夏季休業短縮を土曜授業にチェンジしたことによって大体時数的には見合う数のチェンジであるということ、それから、意識調査では夏季休業短縮よりも土曜授業を支持している方が保護者も、それから評議員の方々も、それから教員も数多くが支持をしているということなので、今のところ現在やっている8回の土曜授業のほうが夏季休業を短縮するよりもよいと私も感じた。現状として8回の土曜授業を行うという現状のスタイルでよいという感じがしている。

いかがか。よろしいか。

それでは、資料請求等あるか。ないようであれば、今日のところはここまでとして、この案件については継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

協議(2)練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について。この協議案件については本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

副参事(特命担当)

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。また、追加の資料要求があったらお願いします。

安蔵委員

この中で一番大きなウエートは友人関係や、部活、そういったところの比重がかなり

多くアンケートの結果では出ていると思うが、このアンケートを答える方というのは、保護者の記入になるのか、それとも子供の意見ということになるのか。

進学する中学校を選択する際に、落ち着いている学校、多少荒れぎみの学校とか、そういった風評被害というか、そういう部分をこのアンケートから拾い出すことは可能なアンケートになっているのか、その辺をお尋ねしたい。

副参事（特命担当）

アンケートについては、保護者の方にお子様とよく相談の上記入してほしいというご案内をさせていただいている。基本的に保護者の方が記入していると思う。

うわさや風評で選ばれないよう我々も努力していくということで、学校公開を行い、普通の学校の授業を見ていただいたり、今回の答申でもあったが、保護者にもう少し生の声が伝わるような方策を今後検討していきたいと考えている。

以上である。

教育長

このアンケートではなかなか難しい、そこまで拾い出すのは。

教育振興部長

アンケートをとったときに、どこまでクロスセクションして分析するかというのが一つの課題である。

調査分析するときここの部分については例えば風評で選んだ人と、他の人とどうやって関係性をつくろうと思えば調査分析上は可能であるけれども、それをやると膨大過ぎてしまって、かえって自分たちが調査研究したいところから外れていってしまうようなときもあるので、その辺については進めるときに、検討会の中で必要なデータとしてクロスするかどうかというのを決めているというのが現状である。

委員長

ちまたの声を聞いていたりすると、中学校を選ぶときに結構うわさとか風評で選んでいるというようなことを伺っていたが、この調査結果を見ると意外とそうでもないのだなという感じを受けた。先ほどご説明があったように、同じ小学校の友人と同じ中学校に行きたいという希望が結構多いのだなと思った。

答申の中の25ページのところの、教員は61.2%の人が部活動で選んでいるのではないかと解釈しているようであるが、実際ご当人の方々のお答えでは卒業の小学校が一緒の友人関係、それから部活はそれとほぼ同じぐらいという関係になっている。教員が部活動が多いと感じるのはどういうことからそう感じているのかというのがもしわかるようであれば、それをまずお聞きしたいというのが1点である。特にそういう子供が目立つということで、そういう感覚を持たれるということなのか。

教育振興部長

私もここの委員をさせていただいたけれども、学校選択制度においてどの理由で選択

したか3つ丸をつけてくださいとなっている。そうすると、60%で全員が3つつけるとすると、3分の1の確率でつけているとすれば、極端な話、1個だけとすれば20%になるのかなという読み方もできるのかなと思って、見させていただいた。

あと、もう一つは、学校の先生は選択してきた子供に対して何で選んだのと特定して聞いている可能性があるので、部活で来たんだねという印象を学校の先生方は持ちやすいというのか、持っているということで60%に行ってしまったのかなというふうに、私は委員としてこの60%を評価した。

委員長

ただ、この二十何%というのは指定校以外を希望した人についての理由だから、全体ではないかなという感じがするけれども。

私の質問が1つずれてしまったが、もう一回質問を戻させていただく。19ページの答申のところであつさや風評のことが書いてある。そこでは保護者の方は51.7%の方が選択制度というのはこういうのに流されるのではないかと選んでいらっしゃるが、ご自分たちのアンケートではそんなにうわさでは流されていないような、友人関係とか、部活動とか、はっきりした理由を挙げていらっしゃるけれども、この辺のところをどういうふうに解釈したらいいのかなと思うが、いかがか。

教育長

難しい。例えば友達が行くから行くというのは多い。その友達が行くのはなぜかという、そこまで突き詰めないとおそらくその答えはなかなか出てこないかと。つまり、友達が行くということはその学校がよくて行く。だから、私も行くみたいな感じのところがあつさとしたらあつて、その前提となる、学校の風評みたいなものが前提になっているのかもしれない。ですから、その辺はもう少し分析してみないとわからないと思う。

あと、雰囲気が良いというところがそこそこある。ただ、学校の特色が選択した理由の上位になっていないのは、残念である。純粋に学校の教育方針であるとか、あるいは特色ある学校運営といったところが、あまりそれを評価して子供を学校に行かせる、その学校を選んでいないということは選択制の本来の趣旨からすると残念だと私は思っている。

いずれにしても、風評被害の問題についてはもう少し角度を変えた質問とか、分析ができやすいアンケートの項目立てとかに意を用いないと、これだけではなかなかあぶり出すことは難しいと思う。

委員長

ほかにご意見あるか。

なるべくうわさとか風評に頼らず、その学校をしっかりと見てほしいという意味では、いろいろなPRの手だては今後も考えていくというようなことも答申の中には書かれていたと思うので、その方向をしっかりとやるということで、今日のところはよろしいか。

ほかにご意見がなければ、この審議はまた今後続けていきたいと思うが、それではよろしいか。継続したいと思う。

(1) 教育長報告

平成26年第二回練馬区議会定例会提出議案について
平成26年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施について
平成26年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
平成25年度特別支援学級の設置等について
就学援助の所得認定基準日の変更について
小中学校の屋内運動場等における天井等落下防止について
平成25年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について
平成25年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について
適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について
平成26年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
子ども・子育て支援新制度における公定価格等について
練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの
指定管理者の選定について
旧光が丘あかね幼稚園における認可保育所運営事業者の決定について
その他
その他

委員長

では、次に教育長報告である。

教育長

今日は13件お願いする。多いので申しわけない。よろしくどうぞお願いします。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。
特にないということによろしいか。
それでは、次の報告の2番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

委員の皆さんのご意見、ご質問を伺う。

安藏委員

メールによる伝達訓練ということであるが、実際メールを活用して全ての保護者に届くものなのか。

教育総務課長

学校のほうで保護者の方にメールについてご案内しているが、必ずしも全保護者が登録しているわけではないので、メールだけだと全保護者に届くという形にはなっていない。

安藏委員

大体どれぐらいのパーセントで加入しているのか。

教育総務課長

全体的な把握は特にしていないが、学校ごとにやはり異なるところがあって、加入率が半分程度の学校もあれば、90%近い学校もあるということで、学校によってさまざまである。幼稚園、保育園などはほぼ100%だが、中学校あたりになると加入率が低くなるといった傾向はあるようである。

以上である。

委員長

よろしいか。

メールでの伝達は加入率がまだまだのところもあるけれども、年々、防災訓練が充実した内容になってきているなど感じている。一斉にやるということは大変なことだと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、次の報告、3番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願ひする。

ないということではよろしいか。

それでは、報告の4番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお聞ひする。

1 ページで質問させていただく。今、小学校1年生と中学校1年生の割合が多いということであるが、学年が上がるにつれてそれは1人のお子さんを継続的に見ていくケースが多いのか、学年ごとに新たなニーズが生まれているのか、そういう傾向がわかれば教えていただけるか。

学務課長

ご相談についてはやはり継続するという部分もあるかと思うが、学年が上がってクラス替えがあつたりすると環境が変わるところで、新たなご相談も出てくる。割合はどうかというところを今、持ち合わせていないが、2年かかる、また3年かかるという方も中にはいると聞いているところである。

委員長

学校巡回制度も随分、学校に定着して、利用されているという感想を持った。引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

もう1点、質問させていただく。2ページの、学校巡回専門家チームのところの平成25年度は2回の会議を開催したと。依頼件数は21件あったということであるが、2回ということは2件取り上げたと解釈しているのか、どういうケースがこの2回になっているのか、差しさわりのない程度で結構であるが、専門家チームにより会議が行われたのはどういうケースなのかというのを教えていただきたいと思う。

学務課長

21件は2回の会議に依頼があつたものであるが、それぞれケースとすると4件程度をいろいろな専門家の方にご意見をいただいているという状況である。巡回相談、それから学校の校内委員会の中でどういった対応を子供あるいは保護者の方、それから学校として支援していくかというところを、医学的見地であるとか、支援専門の方にさらに対応について意見を聞きたいということで、実際に巡回相談員が直接その方々とお話をするということで、また新たな手だてが生まれるということで、そうした機会として捉えて解決に向けていい環境が提供できるような形で進められていると考えている。

委員長

依頼された件数全てについて会議で取り上げられたということか。1回につき4件ぐらいというと、そのうちの何件かが取り上げられたというふうに。

学務課長

依頼件数は21件あつたけれども、これを全てかけているわけではない。その中で必要なケースについてご意見をいただくというところで、開いているところである。

委員長

わかった。ありがとう。

もう1点であるが、3ページの最後のところの就学支援シートの実施というところで

あるが、小学校で提出されたのが182件とあるが、これは増加傾向にあるのか、大体毎年これぐらいなのか、教えていただけたらと思う。

学務課長

小学校、特別支援学校に提出されたものについては増えている。昨年度よりも増えている。

委員長

ということは、連携がしっかり図られるようになってきていると解釈してよろしいわけか。

学務課長

必要だということで保護者の方のご理解もだんだん浸透してきていると考えていて、これについてもさらなる活用が必要だとは思っている。

委員長

ありがとう。
ほかにご意見、ご質問はあるか。

教育長

特別支援学級、長期計画の中で目標は達成したという報告であるが、現時点で今後どうするかについて所管としての問題意識みたいなものがもしあれば、お聞かせいただければと思う。

学務課長

平成25年度で数的には目標を達成している状況ではあるが、やはり知的障害学級の設置のご要望もあるし、また、通級指導学級は今後どのような形で進めていくのかというところもある。計画化を念頭に現在も、今後どのような考えで進めていくか課内でも検討を始めているところである。また、一方で、東京都が特別支援教育の計画をしている部分もあるので、こちらとの兼ね合いも含めて、あわせて数的、地域バランスも考えながら設置についてはさらに必要であると所管としては考えているところである。

委員長

地方の自治体によっては各学校に特別支援学級が設置されていることもあるかと思うが、全体の傾向として練馬区もこのように大分数が増えてきているということは、各学校に特別支援学級をつくって、例えば先生のほうが巡回していくような形とか、そういうような大きな流れというのはあるのか。そういう傾向についてわかっていることがあれば、教えてほしい。

学務課長

ただいま委員長からお話しいただいたことについては、東京都の特別支援教育推進計画の第3次実施計画というものがあって、その中で特に通級指導学級の対応と、また配慮を要する子供が各学校でも増えているという状況があり、そうしたところへの対応として各学校にそうした教室を設けて、先生が巡回をしていくという、計画に位置づけられているところがある。

23区では、北区でモデル事業を今年度までやっていて、今年度中にそのまとめが出ると聞いている。練馬区としてもそれにどう対応していくかということも、先ほどの設置の部分も含めてあわせて検討していく時期であると考えている。

委員長

在籍校を離れて通級するというのは大変なロスもあるということで、特別な配慮を要するお子さんについて、いろいろなところで学ぶのが、より学びやすい状況がつけられていくのはとてもいいことだと思う。

引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

なければ、次の報告に行きたいと思う。

それでは、報告の5番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願ひする。

よろしいか。

それでは、次の報告6番についてお願ひする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願ひする。

よろしいか。

それでは、次の報告7番についてお願ひする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見、お願ひする。

では、8ページについて。練馬区で5校に体罰があったということで公表があったが、

これは全体の数から見ると練馬区としては多いなと誰しも気になる数字ではあると思うが、調査の仕方やその他、練馬区が多かった理由というか、考えられることが何かあったら教えてほしい。

教育指導課長

調査方法については適正に行った。子供たちにアンケート調査をしたが、アンケート調査については担任が見るのではなく、直接管理職に提出し、管理職のほうで全て把握した上でこれは体罰に該当するのではないかという事案については全て教育委員会に報告を行ってもらった。また練馬区教育委員会ではそうした事案について、内容について精査し、東京都教育委員会に報告するとともに、東京都教育委員会とともに体罰についてはどのような内容、どの分類に当たるのか、こちらのほうが資料の最後のページになるが、こちらに体罰の分類の基準がある。そのどれに当たるのか精査してまいっての公表となった。

数の多い、少ないということでは自治体ごとにそれぞれ違いがあるようであるが、特段練馬区について多い少ないということよりも、やはり体罰は起こってはならないものという捉えはしている。また、昨年度は公表のあった校数については3校であったので、それより増えてしまったということはまだまだ、今後体罰について教職員の意識を改革、改善していかななくてはならないものであると捉えている。

以上である。

委員長

その後の、公表された学校は特に周りの方とか、気になさっている保護者も多いかと思うが、当該の児童および家庭と、当該の学校との人間関係、それから周りの方からのその後の問い合わせ等、そのような学校の状況についてわかる範囲で教えてほしい。

教育指導課長

今回、体罰のあった学校については、迅速に学校から保護者、また児童・生徒等への謝罪をするとともに、体罰防止に向けた校内での研修を行い、また保護者、体罰を受けてしまった児童・生徒の一定の理解も得られて、今現在は円滑な人間関係が築けて、また学校についても信頼が回復されてきているところである。

以上である。

委員長

各学校、各教員とも体罰に関しては認識も、意識も大分高まってきているとは思いますが、つかっとなつてというのか、理由のところにもあるが、教師も人間であるためにその状況に関してそういうふうになることもあり得るかと思う。それをしっかり研修する中でそういう気持ちをコントロールできるようになることがとても大切だとこのデータを見ながら感じた。

ひとつ今後ともご指導をよろしくお願ひしたいと思う。

よろしいか、ほかに。

それでは、次の報告に行きたいと思う。
報告の8番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見願います。

教育長

いじめのほうから。これをざっと見させていただいて、解消しているという件数が高くなっているというのは非常によいことかなと思うが、解消とは何をもって解消というふうにみなしているのかというのが1点と、もう一つは、解消したということで安心しないで、当然フォローをしていると思うが、その辺のことはしっかりと行っているのかどうなのか、その2点をお聞かせいただきたい。

教育指導課長

こちらは児童・生徒からアンケート調査等も実施しているので、いじめの状況については教員、また保護者にも伝えて、把握した上で、いじめの加害、被害についてお互いに一定の理解を得ることで、いじめの解消を目指して取り組んだという結果である。

また、いじめのあった事案については、その後についても加害、被害の児童・生徒の状況を見守り、適宜、家庭と連携しながらフォローしていく、また、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員との相談についても、いじめが解消した段階でやめてしまうということではなく、その後の状況についてもこうした専門家の支援を受けながら見ていくということに取り組んでいるところである。

委員長

ほかにご意見、ご質問願います。

教育長

もう1点だけ。教育委員会としてもいじめ問題対策方針の改訂をしたが、その中にも書いてあったが、各学校で対策方針をつくると、そして、また組織的な対応を図るための体制づくりをするというふうに言われているわけだが、それはもう全ての学校で整ったと把握しているのか。

教育指導課長

各学校については、学校いじめ防止基本方針、こちらは小学校、中学校とも全校で策定が済んでいる。そして、体制づくりを行って、いじめ等が発生したときには各学校のいじめ防止対策の基本方針に沿った形で進めているところである。

以上である。

委員長

よろしいか。

それでは、不登校のほうについてのご意見、ご質問を伺う。

教育長

不登校は、練馬区は残念ながら相変わらず多いと私は認識している。この間の対策、対応策、これが明らかな効果としてあらわれていないということに対しては私自身大変遺憾に思っている。さらに、もう一段突っ込んだ不登校の対策というものが必要なのではないかなと思っているけれども、教育指導課としてはどういう認識でおられるのか聞かせていただきたい。

教育指導課長

不登校児童・生徒については、件数が小学校については増えてきている状況、また中学校については若干減ってきている状況にある。ただ、数については毎年、中学校第3学年卒業するとその分の不登校の生徒の数は減るということであるが、やはり1年間4月から3月にかけて徐々に増えてくるという状況がある。

こうしたところから、各学校に対して児童・生徒が3日間以上休んでしまった場合、不登校の可能性もあるということも視野に入れながら、学校では家庭とも連携を図りながら丁寧に対応に当たるとともに、またスクールカウンセラーについても今年度から小学校第5学年と、中学校第1学年の児童・生徒に対して全員面接を行い、子供たちの悩みの状況、また学校への不安、そうしたものについて把握し、把握したものについては学校としても組織的に対応し、家庭への働きかけ等を行っている。また、今年度開設した学校教育支援センターとも連携しながら進めているところである。

以上である。

教育長

今、教育指導課長から話してもらって、大変よく頑張っているなと思う。その辺が6ページの上記ではどこにも相談をしていないという件数が大分減ったということにつながっているのだならば大変よいことであるし、今後だんだん不登校の子供たちが減ってくるというふうに大いに期待したいと思っている。

今、教育指導課長の話では未然防止にかなり力を入れているという、これは大事なことであるから大いにやっていただきたいけれども、ある程度不登校というのは固定してしまったというか、不登校になってから何カ月もたってしまった子供たちに対するアプローチというものが学校サイドもだんだん難しくなっていく状況があるのではないかなと思っていて、今、課長からも言われたように学校教育支援センターの役割がそこで出てくるかなと思っている。学校教育支援センターとも十分連携をとって、ある程度固定化してしまった子供たちに対するアプローチをぜひ継続してやっていただきたい、そのことを強く要望しておきたいと思う。

学校教育支援センター所長

4月に開設した学校教育支援センターでは、ソーシャルワーカーの配置とともに教育指導課から移管を受けましたネリマフレンド事業、またスクールカウンセラー、心のふれあい相談員、それから学務課から移管を受けた学校巡回相談員、スタッフも充実しているところである。家庭へのアウトリーチというか訪問活動もその中から人材を充てながら、少しでも多くの児童・生徒が学校に足を向けられるような、そういうステップを踏みながら向けられるようなご支援を学校側に提示してまいりたいと、このように考えているところである。

以上である。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

学校のみならず各関係機関もしっかりと努力していただきたいということ、連携も深めて、子供の不登校解消に向けて皆さんで努力して欲しいと思う。

先ほど、教育指導課長からも具体的な取り組み等についてお話があったので、大変なことだとは思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、次の報告に行きたいと思う。

報告の9番である。報告の9番についてお願ひする。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願ひする。

1番の適応指導教室入室者が増えるということは、全体の数からいって、不登校の数からいって、数が増えるということは好ましいことであると受けとってよろしいのか。

学校教育支援センター所長

もちろん区教委としても、全体の不登校の数が減ることが最大の目標だと思っているけれども、その中でも少しでも私ども、区教委として児童・生徒との関係が深まっていけるような形の事業展開をする中で学校復帰を目指してもらいたいと、このように考えている。

委員長

この間、3月29日に開所式があって、その後のセンターの使い勝手というのか、その辺のところ、状況がわかったら教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

おかげさまで建物もきれいになって、フリーマインドも、トライも、入室している子供たちも非常に元気にというか、明るい感じで通室してくれている。移転前の高野

台にあった総合教育センターのときに通っていたぐらいの、それ以上の通いというのか、もしかしたら場所が変わったこともあって通ってくる数が減るのかなという懸念もないわけではなかったが、よい感じで通ってきているという現状がある。

委員長

子供たちの利用状況も以前に増してよいようであるということで、よかったと思う。引き続きよろしくお願ひしたいと思う。
それでは、報告の10番についてお願ひする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問があったらお願ひする。
それではこの後、審査請求の審議案件があるので、報告については残りのものは次回に回したいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。
議案第33号について、初めにお諮りしたとおり非公開で行う。なお、本日はこの案件が最後の案件となっている。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。それでは、傍聴の皆様と、議案関係者以外の事務局職員は退席をお願ひする。

非公開による審議（秘密会）

委員長

以上で第11回教育委員会定例会を終了する。